

事業形態別 売上高の確認方法について

※認定支援機関等への依頼にあたっては、売上高を確認できる以下の書類をご提出ください。

事業形態	必要書類	認定支援機関等でのチェック方法
法人	ア 対象月の売上高が分かる書類(売上台帳等) イ 対象月の前年(又は前々年)同月の売上高が分かる書類 a. 当該売上高が含まれる年度分の「法人税申告書別表第一(各事業年度の所得に係る申告書)」及び「法人事業概況説明書」の控え b. 当該売上高が分かる書類(売上台帳等)の写し ※aにおいて、月別売上高が分かる場合は、bは省略可	左記の書類にて、対象月(令和3年5月、6月、8月、9月)及び前年(又は前々年)同月の売上高を確認する。(令和2年度分については、申告がまだの場合は、根拠となる月次試算表等でも可とする。) 【法人概況説明書に月別の売上高の記載がない場合】 ①法人事業概況説明書の月別売上の欄に手書きで月別の売上を記載する又は法人事業概況説明書に以下の書類を追加する。 ②月別売上高が分かる書類(残高試算表や元帳等の経理書類)
個人事業主 (青色申告)	ア 対象月の売上高が分かる書類(売上台帳等) イ 対象月の前年(又は前々年)同月の売上高が分かる書類 a. 当該売上高が含まれる年度分の「所得税確定申告書(申告書B第一表)」及び「青色申告決算書」の控え b. 当該売上高が分かる書類(売上台帳等)の写し ※aにおいて、月別売上高が分かる場合は、bは省略可	左記の書類にて、対象月(令和3年5月、6月、8月、9月)及び前年(又は前々年)同月の売上高を確認する。 【青色決算書の裏面に月別売上が記載されていない場合】 ①青色決算書の裏面に、手書きで月別の売上を記載する又は青色決算書に以下の書類を追加する。 ②月別売上高が分かる書類(残高試算表や元帳等の経理書類)
個人事業主 (白色申告)	ア 対象月の売上高が分かる書類(売上台帳等) イ 対象月の前年(又は前々年)同月の売上高が分かる書類 a. 当該売上高が含まれる年度分の「所得税確定申告書(申告書B第一表)」の控え b. 当該売上高が分かる書類(売上台帳等)の写し	左記の書類にて、対象月(令和3年5月、6月、8月、9月)及び前年(又は前々年)同月の売上高を確認する。 【月別売上が確認できない場合】 ①収支内訳書の売上を12で割って計算しても可とする。
確定申告をしていない方で住民税(市民税・県民税)の申告をしている方	ア 対象月の売上高が分かる書類(売上台帳等) イ 対象月の前年(又は前々年)同月の売上高が分かる書類 a. 当該売上高が含まれる年度分の「市民税・県民税申告書」の控え b. 当該売上高が分かる書類(売上台帳等)の写し	左記の書類にて、対象月(令和3年5月、6月、8月、9月)及び前年(又は前々年)同月の売上高を確認する。 【月別売上が確認できない場合】 ※市県民税申告者は白色申告者と取扱いと同じ。
税務署への申告をしていない事業者	なし	対象外とする。ただし、各認定支援機関等において証明できるものは可とする。
注意事項	共通事項	対象月のうち、「高知県営業時間短縮要請対応臨時給付金」の申請をしている月は、当該給付金の申請書類として提出した「売上減少等の証明申請書」の写しを提出いただくことで、上記必要書類に代えることができるものとする。
	確定申告書	◆税務署の收受日付印が押印されたもの(e-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字されたもの)を提出してください。 ◆e-Taxによる申告であって、受付日時が印字されていない場合は「受信通知(メール詳細)」又は電子申告申請書等完了報告書を添付してください。 ※青色申告会の受付印のみでは受付できません。 ※上記のいずれも存在しない場合は下記の書類を提出してください。 ①税務署にて閲覧申請手続きを行い、提出済みの確定申告書(收受日付印の押印あり)をカメラなどで撮影したもの ②税理士による署名がなされた確定申告書 ③個人事業主の場合は、「納税証明書(その2所得金額用)」(事業所得金額の記載のあるもの)
	市民税・県民税	◆市民税・県民税申告書は、受付日が入った市役所の受付印があるもの
	その他	※上記書類で確認できない場合は、数字の根拠となる書類を随時追加